【保証委託約款】

保証委託者(以下「委託者」という)は、次の各条項を承認のうえ、株式会社宮崎太陽銀行(以下「銀行」という)との「カードローン規定(当座貨値契約規定)」(以下「本件ローン契約」という)について表記保証会社(以下「保証会社」というと銀行との包括保証委託の内容) 1、全保証委託の内容) 1、委託者と保証会社との保証委託契約(以下「本契約」という)は、保証会社が保証を適当と認めて保証決定

1. 姿化も(味証云社との)味証安証契約(以下)年癸和]といりは、味証云社が味証を遡当こ必め、味証にた を行い、本件ローン契約に基づき銀行がかたローン四連開設を行った時に成立するものとします。 2. 委託者が保証会社に保証を委託する保証の範囲は、委託者が銀行より借入れる本件ローン契約に基づき、委託 者が銀行法力に負担する借入金の元本(本件ローン契約の極度額が増設れた場合の借入金の元本を含む)、利息、

4が繋がに対しく実性」が同人並のルギルギャー・ランキがの他を認いす何にない。場口が同人並のルギと古む、利心、 運延損害金の難似と下は終証債務」というとします。 3.被保証債務のが容は、本件ローン契約その他ローン契約に付随または関連して委託者と銀行の間で締結された 契約の各条項によるものとします。

契約の各条項によるのとします。
第 2 条(保証料)
1、表託者は、保証会社の保証により銀行から借り入れをしたときは、銀行が保証会社に対して保証会社所定の保証料を委託者が支払った利息または支払うべき利息の中から支払うことを承認いたします。なお、保証料率は保証会社と銀行との協議により決定されることに同意します。
第 3 条(米償権の事前行使)
1、委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、通知・権吉を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとします。
①差押、仮差押、仮処分、強削執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮配担保権の実行通知が到達したと民事再生、破産名の他裁判上の側盤手続きの申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。
③電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。

・愛証し限りの甲上がのかにCB。 ②事形交換所の取引停止处分を受けたとき。 ③電子便権記録機関の支払不能処分を受けたとき。 ④保証金社及び銀行に対する債務の一つでも期限に弁済せず、または取引約定の一つでも違反したとき。 ⑤第17条第1項に規定する暴力団員等者しくは同項各号に該当したとき、若しくは同条第2項各号の何れかに該当する行為とし、又は同条第1項の規定に基づる要明・確約に関して虚偽の申者をしたことが判明したとき。 ⑥保証金社に対する住所変更の届出を怠る等、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社において委託者の所在が不明となったとき。 ②保証会社に対する住所変更の届出を怠る等、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社において委託者の所在が不明となったとき。 ②保証会社が本条により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。 4条(代代存済) 1. 委託者が被保証債務の全部または一部の履行を求められたときは、委託者に対して何ら通知 催告を要せず、保証金社が銀行からの債務保証の履行を求められたときは、委託者に対して何ら通知 催告を要せず、保証金社と銀行との間の包括保証契約に基づいて被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。また、履行の方法。金額等については保証会社と銀行の約定に基づいて被害情務の全部または一部を弁済することに同意します。 2. 委託者は保証会社が前項の弁済によって取得した求慎権を行使する場合には、委託者と銀行との間に締結した契約のほか、この契約の各条項を適用されても異議ありません。 5条(水資権の範囲)

契約のほか、この契約の各条項を適用されて6美級かりません。 第 5 条 (実権権の 範囲) 1. 委託者は、保証会社が保証債務を履行されたときは、保証会社が銀行に弁済した債務の元金、利息、延滞損害金、 およびこれに付請する一切の債務とついて弁済目の翌日から完済日まで年14.6%の割合による損害金を保証会社に弁済します。 2. 委託者は前項の弁済については、保証会社に特参または途金の方法によります。

1. 安応者の井沢した金額が、株正芸社に入りる今来がから生しる頂達頂券、この他頂券の主額を相級させるに厚めないを法、保証会社が適当と認める順序・方法に切か売することができるのとします。 7条(担保の提供) 1. 申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動があったときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるめのとします。

指限を差入れるものとします。
第 8 条(届日本項)
1 委託者は民名 住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また委託者について家庭教判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面・届けるものとします。また、委託者の成年後見入等について、家庭教判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお委託者は、この場合の成年後見入等の法定代理人は、この場合が成婚結日現在、行為能力者であることを確認します。
2 委託者が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは、日本の表が近端とまた。また届出を怠ったために委託者とまたは、日本のようなが、大阪社会のである。
第 9 条約款の変更)
1、本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

てきるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
第10条(調査及び報告)
1. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議

ありません。 2. 委託者は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその 示に従います。 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、委託者の住民票 を取得できないの1.1 キャ

3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、委託者の任民典等を取得できるからとます。
第 11 条 (保証委託契約の解約等)
1. 保証会社は、委託者と銀行との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、委託者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、委託者は何ら異議を述べないものとします。
①銀行に対し貸種庭関額の破額や中入れること。
②銀行に対し貸種庭関額の破額や中入れること。
②銀行に対し貸種の申止を申入れること。
③保証会社契約を解約すること
第 12 条 (保証の効力)
1. 委託者は、保証会社が保証債務を代位弁済済みであるかどうかを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合には、何ら種知、保管することを要せず、保証の委託が当然に効力を失うことおよび既に保証会社に支払済みの保証料に関しては、返戻されないことに同意します。
第 13 条 (公正証書の作成)
1. 委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認訴条項のある公正語書の作成に関する一切の手続を行い、費用を負担します。
第 14 条 (費用の負担)
1. 保証会社が保証にかかる債権保全のために要した費用ならびに第3条、第4条および第5条によって取得された権利の保全、行使もしくは処分に要した費用、その他本契約に基づき生じた一切の費用は、委託者が負担し、保証会社の保証により直もに対策に要して、第 15 条 (求償権権の回収金託および議施)
第 15 条 (求償権権の回収金託および議施)
1. 条託条件 保証金本が必要といるといる場合を発用・回収金額を「債権管理回収金に関する

会社の請求により直ちに弁済します。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。 第 15 条(京権権の回収季託および譲渡) 1. 泰託者は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する 特別措置法に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託すると同意します。 2. 保証会社は将来、委託者に対して有する債権を、第三者に譲渡できるものとします。その場合、委託者は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効、取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でも それる枚利制、ます

それを放棄します。 第 16 条(管轄の合意) 1. 委託者は、本契約に関する訴訟・和解および調停などの必要が生じた場合には、保証会社の本社または支社の

16 条(管轄の) 行認)

1. 委託者は、本契約に関する訴訟・和解および調停などの必要が生じた場合には、保証会社の本社または支社の
所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。
17 条(反社会的勢力の排除)

1. 委託者は、現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、
暴力団関係企業、総会星等、社会運動機能は5づロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準する者
(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来
にわたっても該当しないことを確約します。
() 暴力団員等が経営を実立していると認められる関係を有すること
() 暴力団員等が経営を実質的に関与していると認められる関係を有すること
() 最力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
() 最力団員等に対しては多と認められる関係を有すること
() 最力団員等に対してなると認められる関係を有すること
() 最力団員等に対して変とをを提供し、または便宜を供与するため関与をしていると認められる関係を有すること
() 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
() 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
() 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
() 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為

②治的大責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的なご自動をしまたは暴力を用いる行為 ④風放を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為 ⑤王の他前各号に輩する行為 3. 委託者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為 をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者の取引を継続することが不適切である場合には、第4条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を 事前に行使することに何たの異議を申してすません。 4. 前第2項もしくは第3項の適用により、委託者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。 また、保証会社に損害が生じたときは、委託者がその責任を負います。 5. 上記第1項から第4項までの条項は、委託者がその責任を負います。

5. 上記おし扱いの場合は、Cの未現は、安託名かりてに休証会社と取り交わしていつ休証安託失約にも同様に 適用されるとは同意します。
第18条(第三者弁済)
1. 委託名は、第三名による弁済申出があった場合に、委託名の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。